

須崎市事業者向け女性の資格取得支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年10月23日

須崎市長 楠 瀬 耕 作

須崎市訓令第105号

須崎市事業者向け女性の資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の就業機会の拡大及びキャリア形成を促進するとともに、事業者における人材の確保及び定着を支援することを目的として、女性の資格等の取得又は修了に係る費用を負担する事業者に対し、予算の範囲内において、須崎市事業者向け女性の資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に事業所を有する個人又は法人をいう。
- (2) 女性 事業者に雇用されている女性であって、市内に所在する事業所に勤務する女性又は事業者として市内において自ら事業を営む女性をいう。
- (3) 資格等 女性が従事する業務に必要な国家資格、公的資格若しくは民間資格又は講習等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、女性の資格等の取得又は修了に係る費用を負担した事業者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、この要綱による補助金以外の補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、女性の資格等の取得又は修了に係る費用のうち、事業者が負担した次に掲げる経費とする。

- (1) 受験料及び検定料
- (2) 受講料及び教習料
- (3) テキスト代及び教材費

(4) 資格等の取得又は修了に要する手数料

(5) その他市長が認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、須崎市キラッとワーク認定制度実施要綱（令和8年須崎市訓令第89号）の規定により、シルバーすさ☆きら認定又はゴールドすさ☆きら認定を受けた事業者にあつては、補助対象経費の3分の2以内とする。

2 補助金の額は、1事業者につき1年度当たり30万円を限度とする。

3 第1項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、須崎市事業者向け女性の資格取得支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費を支払ったことを証する書類

(2) 資格等の取得又は修了を証する書類の写し

(3) 実施報告書（別紙（別記様式第1号関係））

(4) 市税の滞納がないことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、資格等の取得日又は修了日から1年以内に行わなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、須崎市事業者向け女性の資格取得支援補助金完了認定調書（別記様式第2号）を作成したうえで補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、須崎市事業者向け女性の資格取得支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者にその旨を通知するとともに、補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、須崎市事業者向け女性の資格取得支援補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(不正に執行された場合等の措置)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）について、第6条の規定による申請内容に関し虚偽や不正等が判明した場合又は法令等に基づく市長の指示に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをした場合において、交付決定者が既に補助

金の全部又は一部を受領済であるときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(加算金及び延滞金の納付)

第9条 交付決定者は、前条又は第12条の規定により、交付決定を取り消され、当該補助金の返還を命ぜられたときは、返還すべき補助金の金額につき、その補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの加算金を同時に納付しなければならない。

2 交付決定者は、前条第2項又は第12条第3項の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(加算金及び延滞金の免除)

第10条 市長は、交付決定者に避け難い事情があったと認めるときは、加算金及び延滞金の全部又は一部の免除をすることができる。

(補助金等の返還金の充当)

第11条 市長は、第8条第2項又は次条第3項の規定により補助金の返還をさせた場合において、交付決定者に対し、市が交付する他の補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）があるときは、当該返還に代えて当該補助金等の額を相殺又は減額することができる。

(暴力団等の排除)

第12条 市長は、補助対象者が暴力団等（須崎市暴力団排除条例（平成23年須崎市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当すると認めたときは、当該暴力団等に交付決定を行わないものとする。

2 市長は、交付を決定した後、当該交付決定者が暴力団等に該当すると認めたときは、当該暴力団等に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、当該暴力団等が既に補助金の全部又は一部を受領済であるときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。